

【別添2】令和3年度推進方針からの変更内容について

1 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準拠した変更

分野	品目	主な変更内容
文具類	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載（タイプ I 環境ラベルの活用） ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 ・製品全体又は部品及び容器包装の単一素材化等について配慮事項に追加
	スタンプ台、朱肉、ステープラー（汎用型）、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、ブックスタンド、OA クリーナー（ウェットタイプ）、絵筆、つづりひも、窓付き封筒（紙製）、ごみ箱、リサイクルボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	メディアケース、OA フィルター（枠あり）	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	OHP フィルム、ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記に伴う修正
	テープ印字機等用カセット	新規追加
	テープ印字機等用テープ	新規追加
オフィス家具等	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
画像機器等	複合機、プリンタ、プリンタ複合機	<ul style="list-style-type: none"> ・「プロ用〇〇」を「業務用〇〇」に名称変更（〇〇は品目名称）
電子計算機等	電子計算機	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等について省エネ法トップランナー基準達成又は国際エネルギースタープログラム Version8.0 基準への適合に強化 ・筐体又は部品への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用の対象を拡大（シンククライアントにも適用） ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	磁気ディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法トップランナー基準の改定に伴う変更 ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム Version8.0 基準への適合に変更
	記録用メディア	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
オフィス機器等	デジタル印刷機	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の化学物質の使用に係る配慮事項を判断の基準に格上げ
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値1は省エネ法トップランナー基準105%達成以上、基準値2はトップランナー基準達成とする変更（併せて半年間の経過措置を設定）
	電気冷凍庫	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値1は省エネ法トップランナー基準110%達成以上、基準値2はトップランナー基準達成とする変更（併せて半年間の経過措置を設定）
	テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法トップランナー基準の改定に伴う変更（有機ELテレビの追加、エネルギー消費効率の強化等。併せて1年間の経過措置の設定）
自動車等	乗用車	<ul style="list-style-type: none"> ・電動車等に限定（ハイブリッド自動車は2020年度燃費基準達成かつ2030年度燃費基準60%達成レベル及び排出ガス基準） ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値1は電動車等、基準値2は次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たす自動車 ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	乗用車用タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・2段階の判断の基準を設定（基準値1は転がり抵抗係数7.7以下、基準値2は同9.0以下） ・試験方法についてISO準拠に変更（ISO28580及びISO23671）

分野	品目	主な変更内容
制服・作業服等	制服、作業服	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載（タイプ I 環境ラベルの活用） ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	靴	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、ニードルパンチカーペット、マットレス	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
作業手袋	作業手袋	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
その他繊維製品	防球ネット、旗、のぼり、幕	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
設備	節水器具	<ul style="list-style-type: none"> ・「節水機器」を「節水器具」に名称変更 ・定流量弁（適正吐水量の変更、設置条件の記載追加等）、流量調整弁（設置条件の記載追加）等 ・手元止水機能付水栓及び小流量吐水機能付水栓を新品目「給水栓」として再整理
	給水栓	新規追加
役務	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂で使用する農産物、加工品について有機農業により生産されたものであることを配慮事項に追加
	清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載（タイプ I 環境ラベルの活用）
	庁舎等において営業を行う小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 ・レジ袋のバイオマスプラスチック配合率基準に係る経過措置の終了
	クリーニング、引越輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	会議運営	<ul style="list-style-type: none"> ・会議時に食事を提供する場合の食品ロス対策を配慮事項に追加
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 ・バイオマスプラスチック配合率基準に係る経過措置の終了

2 県独自品目の変更

(1) 県有施設で使用する電気の「省CO₂化」

県有施設で使用する電気の「省CO₂化」における入札参加資格の要件について、国に準拠して以下の変更を行う。

- ・「非化石証書の使用状況」の開示の追加
- ・「再生可能エネルギー導入状況」の算定における「非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT 非化石証書の量」の追加